

(表 面)
生活保護法等指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条の4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

名 称																				
所 在 地	〒 ー																			
連 絡 先	電話番号					FAX番号														
管 理 者 氏 名																				
医 療 機 関 コー ド 表																				
施設又は実施する事業の種類	○印記入欄	事業等開始(予定)年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業等																
				指定等年月日	介護保険事業者番号															
居 宅 介 護	訪問介護																			
	訪問入浴介護																			
	訪問看護																			
	訪問リハビリテーション																			
	居宅療養管理指導																			
	通所介護																			
	通所リハビリテーション																			
	短期入所生活介護																			
	短期入所療養介護																			
	認知症対応型共同生活介護																			
	特定施設入居者生活介護																			
	福祉用具貸与																			
	夜間対応型訪問介護																			
	認知症対応型通所介護																			
	小規模多機能型居宅介護																			
地域密着型特定施設入居者生活介護																				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護																				
複合型サービス																				
居宅介護支援事業																				
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者介護																			
	介護老人福祉施設																			
	介護老人保健施設																			
	介護療養型医療施設																			
介 護 予 防	介護予防訪問入浴介護																			
	介護予防訪問看護																			
	介護予防訪問リハビリテーション																			
	介護予防居宅療養管理指導																			
	介護予防通所リハビリテーション																			
	介護予防短期入所生活介護																			
	介護予防短期入所療養介護																			
	介護予防特定施設入居者生活介護																			
	介護予防福祉用具貸与																			
	介護予防認知症対応型通所介護																			
介護予防小規模多機能型居宅介護																				
介護予防認知症対応型共同生活介護																				
特定福祉用具販売																				
特定介護予防福祉用具販売																				
介護予防支援																				
職員配置の状況	別紙のとおり																			
利用定員等																				
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額																				

平成 年 月 日
茨城県知事 殿

〒 ー
(住 所)
申請者
(氏 名)



(法人にあっては、主たる事務所所在地、名称及び代表者の氏名)

注意事項

- 1 この書類は、知事あてに直接又は所在地若しくは住所地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、茨城県報に公示するほか指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 介護保険法による開設許可又は指定を受けた事業所（介護保険事業者番号）ごとに記載してください。
- 2 「名称」は略称等を用いることなく、介護保険法による開設許可または指定を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」は介護保険法の規定に基づき配置した管理者の氏名を記載してください。
- 4 保険医療機関、保険薬局、または訪問看護ステーションとして既に医療機関コードが付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード」欄に記載してください。複数のコードを記載する場合、記載欄が不足の場合には適宜様式を補正してそのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回申請する事業について、該当する欄にすべて「○」を記載してください。
- 6 「事業等開始（予定）年月日」欄は、生活保護受給者に対するサービス提供を開始した年月日（開始予定年月日）を記載してください。
- 7 「既指定の年月日」欄は、既に生活保護法による指定を受けている施設又は事業がある場合、該当する欄にその指定年月日を記載してください。
- 8 「介護保険法の指定を受けている事業等」の「指定年月日」欄は、該当する欄に介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。申請中の場合は「申請中」と記載してください。
なお、介護保険法施行令の規定に基づき指定があったものとみなされたものについては、「12. 4. 1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては、「18. 4. 1」と記載してください。
- 9 「介護保険法の指定を受けている事業等」の「介護保険事業者番号」は介護保険法により付番されている番号を記入してください。
- 10 「職員配置の状況」欄は、各事業等ごとに職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
ただし、介護老人福祉施設については、職種別の区分は必要ありません。
- 11 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、各事業等ごとに、申請時における数を記載してください。
- 12 「サービス費用基準以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」の場合に限り、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額及び入居一時金について記載するとともに、当該利用料及び入居一時金の額が明確に記載されたパンフレット等の資料を添付してください。
- 13 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表者印を押印してください。

(別紙)

実施する事業等の種類	職員配置の状況 (人)	職員配置の状況 (人)				利用員等(人)	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額	
		職種	常勤		非常勤			
			専従	兼務	専従			兼務
居宅介護	訪問介護	訪問介護員等					/	
	訪問入浴介護	看護職員						
		介護職員						
	訪問看護	看護職員						
		理学・作業療法士						
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法士						
	居宅療養管理指導	医師						
		歯科医師						
		薬剤師						
		歯科衛生士						
管理栄養士								
生活相談員								
通所介護 (認知症対応型通所介護)	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員							
	医師							
通所リハビリテーション	理学・作業療法士							
	看護職員							
	介護職員							
	支援相談員							
短期入所生活介護	医師							
	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	栄養士							
	機能訓練指導員							
短期入所療養介護	医師							
	薬剤師							
	看護職員							
	介護職員							
	支援相談員							
	作業療法士							
	理学療法士							
	栄養士							
精神保健福祉士等								
※1 認知症対応型共同生活介護 ※2	介護従業者							
特定施設入居者生活介護 ※2	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員							
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※2	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員							
福祉用具貸与	専門相談員							
夜間対応型訪問介護	訪問介護員等							
小規模多機能型居宅介護	介護支援専門員							
特定福祉用具販売	介護従事者							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	訪問介護員等 (随時巡回サービス)							
	訪問介護員等 (定期巡回サービス)							
	看護職員							
	オペレーター							
複合型サービス	うち計画作成責任者							
	保健師(看護師)							
	介護支援専門員							
その他								
居宅介護支援事業	介護支援専門員							
介護老人福祉施設	全職種							
介護老人保健施設	医師							
	薬剤師							
	看護職員							
	介護職員							
	理学療法士							
	作業療法士							
	栄養士							
	支援相談員							
	介護支援専門員							
	医師							
介護療養型医療施設	薬剤師							
	栄養士							
	看護職員							
	介護職員							
	理学療法士							
	作業療法士							
	精神保健福祉士							
介護支援専門員								

※1「居宅介護・介護予防」欄の各事業の種類の名前は、介護予防の事業の場合は、介護予防を付した名称に読み替えます。

※2「特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「介護予防特定施設入居者生活介護」及び「介護予防認知症対応型共同生活介護」については、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額「入居金・賃料」・「それ以外の日常生活費」について資料を添付すること。

生活保護法第54条の2第4項において準用する第49条の2第2項
第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書

茨城県知事殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第54条の2第4項において準用する第49条の2第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

印

（誓約項目）

生活保護法第54条の2第4項において準用する第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

1 第2項第2号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

2 第2項第3号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 3 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 4 医師法（昭和23年法律第201号）
- 5 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 7 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 8 医療法（昭和23年法律第205号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 11 社会福祉法（昭和26年法律第45号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- 13 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 14 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 16 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 18 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 19 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 20 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 21 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）

- 25 障害者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項ま。）での規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された介護機関等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない場合を含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る介護機関等の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る介護機関等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

※ _____部分は、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項に基づき、指定介護機関の指定に関して読み替えたものである。